

小浜市営公園指定管理に関する仕様書

本仕様書は、小浜市営公園の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、管理運営業務の内容等を定めるものである。

I 基本方針等

1 公園の目的、業務

(1) 目的

市内に居住する者の利用に供することを目的とする

(2) 業務

小浜市営公園の運営管理および施設の維持管理等

2 管理運営に関する基本方針

指定管理者制度では、指定管理者は施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行するものとされている。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図っていく必要がある。

指定管理者は、小浜市営公園を運営管理するにあたって、次の各項目に留意して円滑に実施することとし、小浜市は施設の設置者として必要に応じ指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 市民がゆとりと潤いのある生活を実現するため施設の利用促進に努めること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者へのサービス向上に努めること。
- (4) 施設の適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (5) 地域住民との連携を図り、施設の維持管理に努めること。
- (6) 小浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年小浜市条例第 16 号）の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを徹底すること。
- (7) 指定管理の業務上知り得た内容について第三者に漏らしたり自己の利益のために利用しないこと。指定期間の終了後も同様とする。
- (8) グリーン調達の推進や、資源リサイクルの徹底、エネルギー使用量の削減管理など、環境に配慮した管理運営を行うとともに、利用者および業務関係者に対する情報提供や環境教育に努めること。

3 法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 小浜市営公園の設置および管理に関する条例（平成 12 年小浜市条例第 35 号）
- (3) 小浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年小浜市条例第 16 号）

(4) 小浜市財務規則（平成3年小浜市規則第15号）

(5) その他管理運営に適用される関係法令

II 指定管理者が行う業務の範囲

1 公園施設の維持管理および修繕に関する業務

- (1) 公園施設、設備の保守・点検および小規模修繕
- (2) 公園内の植栽、芝生等の保育管理（施肥、剪定、草刈り等）
- (3) 敷地内の環境整備（清掃等）
- (4) 施設の防災に関すること

2 公園の運営に関する業務

- (1) 公園施設の使用許可申請受付および許可
- (2) 公園施設の利用料金徴収事務
- (3) 違法行為、事故等が発生した場合の市への通報
- (4) 一般利用者からの問い合わせ等に対する応対
- (5) 公園利用者への安全対策（巡回、警備、公園利用の指導等）
- (6) 関係機関との連絡調整

3 その他施設の管理運営に必要な業務

- (1) 事業計画書の作成
- (2) 事業報告書の作成
- (3) 事業評価業務
- (4) 関係機関との連絡調整事務
- (5) 指定期間の前に行う業務
- (6) 指定期間終了後の引継ぎ事務

III 業務内容の詳細

1 施設および設備の維持管理業務

(1) 基本的事項

指定管理者は、施設および設備、備品の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、次の基本的事項を踏まえ、施設および設備、備品等の日常点検、保守および法定点検等の保守管理業務を行うこと。

- (2) 指定管理者は、施設および設備の維持管理業務実施状況を記録した業務日誌を作成・保管し、小浜市の求めがあったときには提出すること。
- (3) 故障等の発生や短期間のうちに故障等が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕を行うこと。
- (4) 除草剤、殺虫剤等の薬品を使用する場合は小浜市と協議すること。

2 施設保守管理業務

- (1) 指定管理者は、施設を適切に運営するために、日常的に点検を行い良好な状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- (2) 指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに小浜市に連絡すること。

3 設備機器の保守管理業務

- (1) 設備機器の法定点検および初期性能・機能保持のため、外観点検、機能点検を行うこと。
- (2) 設備機器の保守点検業務に要する経費は、指定管理者の負担とする。

4 貸出備品等管理業務

- (1) 指定管理者は、小浜市の所有する物品（備品等）について、適切に管理すること。
- (2) 指定管理者は、利用に支障をきたさないよう備品の管理を行うこと。
- (3) 物品のうち消耗品については指定管理者が負担すること。
- (4) 指定管理者が管理する小浜市の物品について、更新が必要な場合は、小浜市に報告すること。

5 清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

6 保安警備業務

- (1) 小浜市営公園の防犯、防火および防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保すること。
- (2) 法令の規程に基づき防火管理者等を設置すること。

7 その他の業務

施設および設備の維持管理に必要な業務を適正に実施すること。

8 維持管理計画の作成

指定管理者は、年度当初に施設維持管理計画（点検整備、法令に基づく点検等）を作成し、小浜市に提出すること。

なお、計画に従って実施した修繕、点検等については記録を行い、施設維持管理計画に反映させること。

9 施設等整備不備による損害賠償

- (1) 施設および設備の維持管理の不備により利用者の財物等に損害を与えた場合は、速やかに小浜市に連絡し対応を協議すること。
- (2) 施設および設備の維持管理の不備により主催者に対して正常な機能を提供できなかった場合の損害についても、速やかに小浜市に連絡し対応を協議すること。

10 業務の再委託

指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、部分的なもので事前に市長の承諾を得たものについては除く。

1 1 修繕の分担

施設および設備の修繕については、原則として見積り額が1件当たり30万円未満の場合は、指定管理者が負担すること。見積り額1件30万円以上の修繕および更新については、速やかに小浜市に連絡し協議すること。

IV その他施設の管理運営に必要な業務

1 組織および人員配置

(1) 配置人員等

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。

ウ 施設の管理運営にあたり法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任すること。

(2) 研修等

職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

2 事業実施計画書の作成

指定管理者は、毎年度末までに翌年度の管理運営に関する事業実施計画書を作成し、小浜市へ提出すること。

ア 施設管理業務の実施計画および利用計画、組織体制、施設設備維持管理計画、課題分析・事業評価

イ 小浜市営公園の管理に係る経費の収支見込み

3 事業報告書の作成

(1) 年次報告書

指定管理者は、毎年度終了後50日以内に、事業報告書を小浜市に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりとする。

ア 施設管理業務の実施状況および利用状況、組織体制、施設設備維持管理状況、課題分析と事業評価

イ 小浜市営公園の管理に係る経費の収支状況

(2) 月次報告書

指定管理者は毎月報告書を作成し、翌月10日までに小浜市に提出すること。月次報告書の主な内容は次のとおりとする。

・施設設備維持管理状況、利用者等からの苦情とその対応状況

(3) その他の事業報告

その他、管理業務の実施状況を把握するために必要な事項について、市の求めに応

じて随時報告を行うこと。

4 関係機関との連絡調整事務

指定管理者は、関係機関との連絡調整を図ること。

5 指定期間の前に行う業務

- (1) 協定項目についての小浜市との協議
- (2) 事業計画書の作成、協議
- (3) 配置する職員等の確保、職員研修
- (4) 現行の管理団体からの業務引継ぎ
- (5) その他小浜市が必要と認める業務

6 指定期間終了後の引継ぎ業務

- (1) 指定管理者は、指定期間終了後、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。
- (2) 指定期間終了後もしくは指定の取消し等により次期指定管理者へ業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分留意すること。

7 指定管理の業務の範囲外（行政財産の目的外使用許可）

自動販売機、公衆電話ボックス、電柱等の新規利用許可については、小浜市が「小浜市営公園の設置および管理に関する条例」に基づき占有許可を行い、その使用料は小浜市の収入とする。

V その他留意事項

1 実地調査等の実施

小浜市は、施設の管理運営の適正化のため必要と認めた場合は、指定管理者に対して、事業および経理の状況等について、定期的または臨時に実地調査および必要な指示を行うことができる。

2 監査

小浜市監査委員等が、必要に応じ指定管理者に対し実地調査し、または必要な記録の提出を求める場合があるので、すみやかに対応すること。

3 業務不履行時の処理

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となる恐れが生じた場合、管理運営業務が業務要求水準を満たしていない場合、または利用者が施設を利用する上で明らかに不適切と認められる状況にある場合は、小浜市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出および実施等を求めることができる。

この場合、指定管理者が当該期限内に改善することができなかった場合は、小浜市は指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させることができる。

- (2) 上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合、小浜市は指定管理者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、指定管理者は小浜市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (3) 指定管理者は、事業の継続が困難になった場合または、その恐れが生じた場合、速やかに小浜市に報告しなければならない。
- (4) 不可抗力その他小浜市または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、小浜市と指定管理者は事業継続の可否について協議することとする。

4 協定等

小浜市と指定管理者は、業務内容および管理の基準の詳細について協議の上、協定を締結する。

協定は、指定期間全体の包括協定および事業年度ごとの年度別協定とする。

協定の主な項目は次のとおり予定している。

(1) 包括協定

指定期間、指定管理者の業務の範囲、業務内容の変更中止等、指定管理者の責務、委託料、利用料の徴収、個人情報等の管理の取扱い、モニタリングおよび事業報告に関する事項、指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項、引継ぎに関する事項、一般的損害に対する損害賠償責任、使用に係る不服申し立てに関する取扱い、権利義務の譲渡の禁止、危険負担に関する事項、備品等の管理物件に関する事項、修繕等の費用負担、原状回復義務、帳簿等の整備、管理規程等の制定、重要事項の変更の届出、事故報告、その他必要と認める事項

(2) 年度別協定

当該年度業務の仕様、当該年度の委託料の額、その他必要と認める事項

5 施設損害賠償責任保険等の加入

指定管理者において施設賠償責任保険に加入すること。

6 業務における責任分担

小浜市と指定管理者との責任分担の基本方針は次のとおりである。

項 目	指 定 管理者	市	備考
小浜市営公園の運営管理（苦情対応、広報等含む）	○	○	
施設、設備、備品等の維持管理	○		
施設、設備の利用許可	○		
物価上昇、金利の変動、光熱水費の値上げ、その他本市以外の要因による経費の増大	○		
急激な物価上昇その他上記以外の要因による経費の増大	協議事項		
利用料金の収入	○		
利用料金の減免承認	○		
行政財産の目的外使用許可		○	
施設、設備の修繕（事故・災害によるもの）	協議事項	協議事項	
〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	○		
施設利用者等への損害賠償（下記以外のもの）	協議事項	協議事項	
〃（施設管理上の瑕疵によるもの）	○		
利用者賠償保険への加入	○	○	
施設の火災保険加入		○	
災害時の対応（連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）	○	○	
〃（指揮、指示等、復旧措置）			
資金調達等	○		
包括的な管理責任		○	

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

小浜市営公園施設運営管理業務（包括）

◎月間巡回業務

1. トイレの清掃（月 8 ～ 12 回以上）
2. トイレの用具補充（月 8 ～ 12 回以上）
3. 水飲み場の清掃（月 4 回以上）
4. 公園内のゴミ収集・分別・処分（月 4 回以上）
5. 園路・広場の安全確認（月 8 回以上、目視）
6. 公園施設の安全点検（月 2 回以上、目視・触診・打診）
7. 公園遊具の安全点検（月 4 回以上、目視・触診・打診）

◎年間の業務

1. 植栽の剪定・収集・処分（年間 1 回以上）
2. 落葉の収集・処分（年間 1 回以上）
3. 機械・手取除草・収集・処分（年 1 回以上）

◎その他業務

1. 施設等の破損に伴う応急措置
2. 事故等の緊急時の安全措置
3. 住民等からの苦情に伴う業務
4. 公園利用者への安全指導
5. 作業日誌の作成
6. 市役所への報告
7. 夜間対応
8. 休日・祭日・年始年末対応
9. 緊急時の対応
10. 害虫駆除
11. 排水路の清掃
12. 公園に面している道路の除草等
13. 除草剤の散布
14. 街灯等の交換
15. 軽微な修繕
16. 施肥
17. その他

1. 中央公園（小浜市大手町第12号1番） 公園面積 0.31ha
- ①トイレの清掃・用具補充 月12回以上
 - ・男子トイレ 小2、大1
 - ・女子トイレ 2
 - ・身障トイレ 1
 - ②水飲み場の清掃 月4回以上
 - ・1箇所
 - ③公園内ゴミ収集・分別・処分 月4回以上
 - ・0.31ha
 - ④園路・広場の安全確認 月8回以上
 - ・0.31ha
 - ⑤公園施設の安全点検 月2回以上
 - ・ベンチ 2箇所
 - ・ベンチ・テーブル（3人掛け） 1セット
 - ・ふじ棚 1箇所
 - ・蒸気機関車 84m²
 - ・モニュメント 1箇所
 - ・記念碑 4箇所
 - ・照明灯 6基
 - ・時計 1箇所
 - ・車止め 2基
 - ・外周柵 130.5m
 - ・排水路 98.3m
 - ⑥公園遊具の安全点検 月4回以上
 - ・すべり台 1基
 - ・ブランコ 1基
 - ・シーソー 1基
 - ・スプリング遊具 3基
 - ⑦植栽剪定・収集・処分 年2回以上
 - ・中高木 86本
 - ・低木 260m²
 - ⑧落葉の収集・処分 年1回以上
 - ・人力 2,390m²
 - ⑨機械・手取除草 年4回以上
 - ・機械 2,390m²
 - ・人力 230m²

2. 東公園（小浜市四谷町第 20 号 31 番・32 番）	公園面積	0.32ha
①トイレの清掃・用具補充	月 8 回以上	
・ 男トイレ 小 3、大 2		
・ 女トイレ 4		
②公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0.32ha		
③園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0.32ha		
④公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ ベンチ 5 基		
・ テーブル 1 基		
・ 看板 2 箇所		
・ 車止め 5 基		
・ 外周柵 220m		
・ ガードレール 22m		
・ 排水路・配水管 71.8m		
⑤植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・ 中・高木 27 本		
・ 低木 45m ²		
⑥落葉の収集・処分	年 1 回以上	
・ 人力 2,080m ²		
⑦機械・手取除草	年 4 回以上	
・ 機械 2,080m ²		
・ 人力 200m ²		

3. 四谷公園（小浜市四谷町第20号3番）	公園面積 0.17ha
①トイレの清掃・用具補充	月8回以上
・男トイレ 小1、大1	
・女トイレ 1	
②公園内ゴミ収集・分別・処分	月4回以上
・0.17ha	
③園路・広場の安全確認	月8回以上
・0.17ha	
④公園施設の安全点検	月2回以上
・看板 1箇所	
・照明灯 1基	
・車止め 2基	
・外周柵 176m	
⑤公園遊具の安全点検	月4回以上
・すべり台 1基	
・ブランコ 1基	
・シーソー 1基	
⑥植栽剪定・収集・処分	年2回以上
・中・高木 21本	
・低木 90㎡	
⑦落葉の収集・処分	年1回以上
・人力 1,530㎡	
⑧機械・手取除草	年4回以上
・機械 1,530㎡	
・人力 150㎡	

4. 千種公園（小浜市千種二丁目 16 号 73 番）	公園面積	0.28ha
①トイレの清掃・用具補充	月 8 回以上	
・ 男トイレ 小 1		
・ 共同トイレ 1		
②公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0.28ha		
③園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0.28ha		
④公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ ベンチ 8 基		
・ 看板 1 箇所		
・ 照明灯 2 基		
・ 車止め 6 基		
・ 外周柵 164.2m		
・ 排水路 91m		
⑤公園遊具の安全点検	月 4 回以上	
・ すべり台 1 基		
・ ブランコ 1 基		
・ シーソー 1 基		
・ スプリング遊具 1 基		
・ 鉄棒 1 基		
⑥植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・ 中・高木 40 本		
・ 低木 100m ²		
⑦落葉の収集・処分	年 3 回以上	
・ 人力 2,540m ²		
⑧機械・手取除草	年 5 回以上	
・ 機械 2,540m ²		
・ 人力 250m ²		

5. 南公園（小浜市水取三丁目 500 番）	公園面積 0.25ha
①トイレの清掃・用具補充	月 8 回以上
・ 男トイレ 小 1	
・ 共同トイレ 1	
②水飲み場の清掃	月 4 回以上
・ 1 箇所	
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上
・ 0.25ha	
④園路・広場の安全確認	月 8 回以上
・ 0.25ha	
⑤公園施設の安全点検	月 2 回以上
・ ベンチ 2 基	
・ 車止め 1 箇所	
・ 外周柵 166.5m	
・ 園名板 1 基	
・ 照明灯 1 基	
⑥植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上
・ 中・高木 30 本	
・ 低木 1m ²	
⑦落葉の収集・処分	年 2 回以上
・ 人力 2,480m ²	
⑧機械・手取除草	年 4 回以上
・ 機械 2,480m ²	

6. 湊公園（小浜市水取四丁目 600 番）	公園面積	0.18ha
①トイレの清掃・用具補充		月 8 回以上
・ 男トイレ 小 1		
・ 共同トイレ 1		
②公園内ゴミ収集・分別・処分		月 4 回以上
・ 0. 1 8 h a		
③園路・広場の安全確認		月 8 回以上
・ 0. 1 8 h a		
④公園施設の安全点検		月 2 回以上
・ ベンチ	1 基	
・ 園名門	1 基	
・ 照明灯	2 基	
・ 車止め	4 基	
・ 外周柵	1 1 8 m	
⑤公園遊具の安全点検		月 4 回以上
・ すべり台	1 基	
・ ブランコ	1 基	
⑥植栽剪定・収集・処分		年 2 回以上
・ 中・高木	8 4 本	
・ 低木	1 4 4 m ²	
⑦落葉の収集・処分		年 1 回以上
・ 人力	4 8 0 m ²	
⑧機械・手取除草		年 4 回以上
・ 機械	4 8 0 m ²	
・ 人力	4 0 m ²	

7. 北公園（小浜市水取二丁目 600 番）	公園面積	0.24ha
①トイレの清掃・用具補充		月 8 回以上
・ 男子トイレ 小 1、大 1		
・ 女子トイレ 1		
・ 身障トイレ 1		
②水飲み場の清掃		月 4 回以上
・ 1 箇所		
③公園内ゴミ収集・分別・処分		月 4 回以上
・ 0. 24 h a		
④園路・広場の安全確認		月 8 回以上
・ 0. 24 h a		
⑤公園施設の安全点検		月 2 回以上
・ ベンチ・テーブル（2 人掛け）	1 セット	
・ 標柱	1 本	
・ 照明灯	2 基	
・ 外周柵	200m	
・ 排水管	6. 7m	
⑥公園遊具の安全点検		月 4 回以上
・ すべり台	1 基	
・ ブランコ	1 基	
⑦植栽剪定・収集・処分		年 2 回以上
・ 中・高木	35 本	
・ 低木	134m ²	
⑧落葉の収集・処分		年 1 回以上
・ 人力	1, 970m ²	
⑨機械・手取除草		年 4 回以上
・ 機械	1, 970m ²	
・ 人力	90m ²	

8. 遠敷第一公園（小浜市遠敷十丁目 704 番）	公園面積	0.16ha
①トイレの清掃・用具補充	月 8 回以上	
・ 男トイレ 小 1		
・ 共同トイレ 1		
②水飲み場の清掃	月 4 回以上	
・ 1 箇所		
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0. 1 6 h a		
④園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0. 1 6 h a		
⑤公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ ベンチ	1 基	
・ ふじ棚	1 基	
・ 看板	1 箇所	
・ 標柱	1 本	
・ 照明灯	1 基	
・ 車止め	3 基	
・ 外周柵	1 3 7 m	
・ 排水管	2 2. 4 m	
⑥公園遊具の安全点検	月 4 回以上	
・ すべり台	1 基	
・ ブランコ	1 基	
・ シーソー	1 基	
⑦植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・ 中・高木	3 8 本	
・ 低木	2 4 m ²	
⑧落葉の収集・処分	年 1 回以上	
・ 人力	1, 4 0 0 m ²	
⑨機械・手取除草	年 4 回以上	
・ 機械	1, 4 0 0 m ²	
・ 人力	1 4 0 m ²	

9. 遠敷第二公園（小浜市遠敷八丁目 202 番）	公園面積	0.15ha
①公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0. 1 5 h a		
②園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0. 1 5 h a		
③公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ ふじ棚	1 箇所	
・ 看板	1 箇所	
・ 標石	1 基	
・ 照明灯	1 基	
・ 車止め	2 基	
・ 外周柵	1 3 6 m	
④公園遊具の安全点検	月 4 回以上	
・ すべり台	1 基	
・ ブランコ	1 基	
・ 鉄棒	1 基	
⑤植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・ 高木	3 0 本	
・ 低木	5 0 m ²	
⑥落葉の収集・処分	年 1 回以上	
・ 人力	1, 3 8 0 m ²	
⑦機械・手取除草	年 4 回以上	
・ 機械	1, 3 8 0 m ²	
・ 人力	1 3 0 m ²	

10. 遠敷第三公園（小浜市遠敷六丁目 502 番 1）	公園面積	0.23ha
①トイレの清掃・用具補充	月 8 回以上	
・男子トイレ 小 1、大 1		
・女子トイレ 1		
②公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0. 23 h a		
③園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0. 23 h a		
④公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ベンチ・テーブル（3 人掛け） 1 セット		
・ふじ棚 1 箇所		
・看板 1 箇所		
・園名板 1 基		
・照明灯 1 基		
・車止め 4 基		
・外周柵 180m		
・排水路 73m		
⑤公園遊具の安全点検	月 4 回以上	
・すべり台 1 基		
・鉄棒 1 基		
⑥植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・中・高木 138 本		
・低木 100m ²		
⑦落葉の収集・処分	年 1 回以上	
・人力 1, 650m ²		
⑧機械・手取除草	年 4 回以上	
・機械 1, 650m ²		
・人力 160m ²		

1 1. 遠敷第四公園（小浜市遠敷一丁目 301 番）	公園面積	0.47ha
①トイレの清掃・用具補充	月 8 回以上	
・ 男子トイレ 小 1、大 1		
・ 女子トイレ 1		
・ 身障トイレ 1		
②水飲み場の清掃	月 4 回以上	
・ 1 箇所		
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0.47ha		
④園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0.47ha		
⑤公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ 散水栓 1 箇所		
・ ベンチ 4 基		
・ 記念碑 1 箇所		
・ 看板 1 箇所		
・ 照明灯 2 基		
・ 車止め 26 基		
・ 排水路 156.4m		
⑥植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・ 中・高木 54 本		
・ 低木 115m ²		
⑦落葉の収集・処分	年 1 回以上	
・ 人力 3,400m ²		
⑧機械・手取除草	年 4 回以上	
・ 機械 3,400m ²		
・ 人力 340m ²		

12. 遠敷第五公園（小浜市遠敷3丁目304番）	公園面積	0.21ha
①トイレの清掃・用具補充	月8回以上	
・男子トイレ 小1、大1		
・女子トイレ 1		
②公園内ゴミ収集・分別・処分	月4回以上	
・0.21ha		
③園路・広場の安全確認	月8回以上	
・0.21ha		
④公園施設の安全点検	月2回以上	
・看板 1箇所		
・標柱 1基		
・照明灯 2基		
・外周柵 188.1m		
⑤公園遊具の安全点検	月4回以上	
・すべり台 1基		
・ブランコ 1基		
・鉄棒 1基		
⑥植栽剪定・収集・処分	年2回以上	
・中・高木 27本		
・低木 50m ²		
⑦落葉の収集・処分	年1回以上	
・人力 1,400m ²		
⑧機械・手取除草	年4回以上	
・機械 1,400m ²		
・人力 140m ²		

13. 小浜公園（小浜市香取81号1番）	公園面積 0.62ha
①トイレの清掃・用具補充	月12回以上
・男トイレ 小1	
・共同トイレ 1	
②水飲み場の清掃	月4回以上
・1箇所	
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月4回以上
・0.62ha	
④園路・広場の安全確認	月8回以上
・0.62ha	
⑤公園施設の安全点検	月2回以上
・ベンチ 8基	
・テーブルセット 1セット	
・モニュメント 1箇所	
・記念碑 1箇所	
・看板 3箇所	
・標石 1箇所	
・標柱 1本	
・照明灯 11基	
・車止め 13基	
・外周柵 160m	
・手摺 40m	
・東屋 1箇所	
⑥公園遊具の安全点検	月4回以上
・すべり台 1基	
・ブランコ 1基	
・造形遊具 1基	
⑦植栽剪定・収集・処分	年2回以上
・中・高木 222本	
・低木 420㎡	
⑧落葉の収集・処分	年1回以上
・人力 4,810㎡	
⑨機械・手取除草	年4回以上
・機械 4,810㎡	
・人力 480㎡	

14. 青井第一公園（小浜市青井第2号58番）	公園面積	0.16ha
①トイレの清掃・用具補充	月8回以上	
・ 男トイレ 小1		
・ 共同トイレ 1		
②水飲み場の清掃	月4回以上	
・ 1箇所		
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月4回以上	
・ 0.16ha		
④園路・広場の安全確認	月8回以上	
・ 0.16ha		
⑤公園施設の安全点検	月2回以上	
・ ベンチ 1基		
・ 看板 1箇所		
・ 照明灯 2基		
・ 標石 1箇所		
・ 外周柵 146m		
⑥公園遊具の安全点検	月4回以上	
・ すべり台 1基		
・ ブランコ 1基		
・ 鉄棒 1基		
⑦植栽剪定・収集・処分	年2回以上	
・ 中・高木 35本		
・ 低木 55m ²		
⑧落葉の収集・処分	年1回以上	
・ 人力 1,480m ²		
⑨機械・手取除草	年4回以上	
・ 機械 1,480m ²		
・ 人力 140m ²		

15. 西部児童公園（小浜市小浜白鳥 25 番）	公園面積	0.13ha
①トイレの清掃・用具補充	月 8 回以上	
・ 共同トイレ 1		
・ 男トイレ 小 1		
②公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0.13ha		
③園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0.13ha		
④公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ ベンチ 2 基		
・ 看板 1 箇所		
・ 照明灯 2 基		
・ 車止め 2 基		
・ 外周柵 12m		
⑤公園遊具の安全点検	月 4 回以上	
・ すべり台 1 基		
・ ブランコ 1 基		
⑥植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・ 中・高木 152 本		
⑦落葉の収集・処分	年 1 回以上	
・ 人力 1,160m ²		
⑧機械・手取除草	年 4 回以上	
・ 機械 1,160m ²		
・ 人力 110m ²		

16. 青井第二公園（小浜市青井 19 号 34 番）	公園面積	0.08ha
①公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0.08ha		
②園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0.08ha		
③公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ ベンチ	1 基	
・ 看板	1 箇所	
・ 車止め	1 基	
・ 外周柵	76m	
・ 排水路	31m	
④公園遊具の安全点検	月 4 回以上	
・ ブランコ	1 基	
・ シーソー	1 基	
⑤植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・ 中・高木	45本	
・ 低木	30㎡	
⑥落葉の収集・処分	年 2 回以上	
・ 人力	510㎡	
⑦機械・手取除草	年 4 回以上	
・ 機械	510㎡	
・ 人力	50㎡	

17. 三の堀公園（小浜市小浜清滝 100 番）	公園面積 0.06ha
①トイレの清掃・用具補充	月 12 回以上
・ 男トイレ 小 2、大 1	
・ 女トイレ 2	
・ 身障トイレ 1	
②水飲み場の清掃	月 4 回以上
・ 1 箇所	
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上
・ 0.06ha	
④園路・広場の安全確認	月 8 回以上
・ 0.06ha	
⑤公園施設の安全点検	月 2 回以上
・ ベンチ 4 基	
・ テーブルセット 2 基	
・ ふじ棚 1 箇所	
・ 記念碑 2 箇所	
・ 看板 1 箇所	
・ 標柱 1 本	
・ 照明灯 2 基	
・ 車止め 4 基	
・ 外周柵 69m	
・ 排水路 17.1m	
⑥公園遊具の安全点検	月 4 回以上
・ スプリング遊具 2 基	
⑦植栽剪定・収集・処分	年 1 回以上
・ 中・高木 32 本	
⑧落葉の収集・処分	年 1 回以上
・ 460m ²	
⑨機械・手取除草	年 4 回以上
・ 機械 460m ²	
・ 人力 40m ²	

18. 台場浜公園（小浜市川崎二丁目7番1他）	公園面積	0.51ha
①トイレの清掃・用具補充	月12回以上	
・ 男トイレ 小2、大1		
・ 女トイレ 2		
・ 身障トイレ 1		
②水飲み場の清掃	月4回以上	
・ 1箇所		
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月4回以上	
・ 0.51ha		
④園路・広場の安全確認	月8回以上	
・ 0.51ha		
⑤公園施設の安全点検	月2回以上	
・ 散水栓	1箇所	
・ 時計	1箇所	
・ ベンチ	14基	
・ スツール	7基	
・ 四阿	1箇所	
・ モニュメント	1箇所	
・ 記念碑	2箇所	
・ 看板	2箇所	
・ 標石	1箇所	
・ ステージ	1箇所	
・ 照明灯	6基	
・ 車止め	11基	
⑥公園遊具の安全点検	月4回以上	
・ 雲梯	1基	
・ ブランコ	1基	
・ 滑り台	1基	
⑦植栽剪定・収集・処分	年2回以上	
・ 中・高木	197本	
・ 低木	420㎡	
・ 別紙図の会館周辺		



⑧落葉の収集・処分

年1回以上

・ 人力 3, 920m²

⑨機械・手取除草

年4回以上

・ 機械 3, 920m²

・ 人力 390m²

19. 南川第一公園（小浜市南川町18番）	公園面積	0.26ha
①トイレの清掃・用具補充	月8回以上	
・男トイレ 小2、大1		
・女トイレ 2		
②水飲み場の清掃	月4回以上	
・1箇所		
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月4回以上	
・0.26ha		
④園路・広場の安全確認	月8回以上	
・0.26ha		
⑤公園施設の安全点検	月2回以上	
・ベンチ	5基	
・看板	1箇所	
・照明灯	4基	
・車止め	26基	
・外周柵	80m	
⑥公園遊具の安全点検	月4回以上	
・コンビネーション遊具	1基	
・鉄棒	1基	
⑦植栽剪定・収集・処分	年2回以上	
・中・高木	158本	
・低木	200m ²	
⑧落葉の収集・処分	年1回以上	
・人力	1,140m ²	
⑨機械・手取除草	年4回以上	
・機械	1,140m ²	
・人力	110m ²	

20. 南川第二公園（小浜市南川町 125 番）	公園面積 0.10ha
①トイレの清掃・用具補充	月 8 回以上
・ 男トイレ 小 1	
・ 共同トイレ 1	
②水飲み場の清掃	月 4 回以上
・ 1 箇所	
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上
・ 0. 10ha	
④園路・広場の安全確認	月 8 回以上
・ 0. 10ha	
⑤公園施設の安全点検	月 2 回以上
・ 散水栓 1 箇所	
・ ベンチ 2 基	
・ 看板 1 箇所	
・ 車止め 2 基	
・ 外周柵 125. 6m	
⑥公園遊具の安全点検	月 4 回以上
・ 複合湯具 1 基	
・ すべり台 1 基	
・ ブランコ 1 基	
⑦植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上
・ 中・高木 55 本	
・ 低木 20m ²	
⑧落葉の収集・処分	年 1 回以上
・ 人力 820m ²	
⑨機械・手取除草	年 4 回以上
・ 機械 820m ²	
・ 人力 80m ²	

2 1. 松ヶ崎公園（小浜市松ヶ崎二丁目 201 番）	公園面積	0.24ha
①公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0. 2 4 h a		
②園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0. 2 4 h a		
③公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ 散水栓	1 箇所	
・ ベンチ	1 基	
・ 標柱	1 本	
・ 車止め	3 基	
・ 排水路	1 7 2. 4 m	
④植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・ 中・高木	2 0 本	
・ 低木	9 8 m ²	
⑤落葉の収集・処分	年 1 回以上	
・ 人力	1, 4 2 0 m ²	
⑥機械・手取除草	年 4 回以上	
・ 機械	1, 4 2 0 m ²	
・ 人力	1 4 0 m ²	

22. 内浜田公園（小浜市松ヶ崎二丁目 805 番）	公園面積	0.24ha
③公園内ゴミ収集・分別・処分	月 4 回以上	
・ 0.24ha		
④園路・広場の安全確認	月 8 回以上	
・ 0.24ha		
⑤公園施設の安全点検	月 2 回以上	
・ ベンチ	1 基	
・ 標柱	1 本	
・ 照明灯	4 基	
・ 車止め	2 基	
・ 排水路	90m	
⑥公園遊具の安全点検	月 4 回以上	
・ すべり台	1 基	
・ ブランコ	1 基	
⑦植栽剪定・収集・処分	年 2 回以上	
・ 低木	300m ²	
⑧落葉の収集・処分	年 1 回以上	
・ 人力	730m ²	
⑨機械・手取除草	年 4 回以上	
・ 機械	730m ²	
・ 人力	70m ²	

23. 藤の木台緑地公園（小浜市多田1号5番34他） 公園面積 0.09ha

- | | |
|------------------------------|-------|
| ①公園内ゴミ収集・分別・処分 | 月4回以上 |
| ・ 0.15ha | |
| ②園路・広場の安全確認 | 月8回以上 |
| ・ 0.15ha | |
| ③公園施設の安全点検 | 月2回以上 |
| ・ 外周柵 20m | |
| ④公園遊具の安全点検 | 月4回以上 |
| ・ すべり台 1基 | |
| ・ 鉄棒 1基 | |
| ⑤植栽剪定・収集・処分 | 年2回以上 |
| ・ 中・高木 64本 | |
| ・ 低木 120㎡ | |
| ⑥落葉の収集・処分 | 年1回以上 |
| ・ 人力 1,350㎡ | |
| ⑦機械・手取除草 | 年4回以上 |
| ・ 機械 1,350㎡ | |
| ・ 人力 130㎡ | |

24. 小浜海浜小公園（小浜市香取地先）	公園面積	0.36ha
①公園内ゴミ収集・分別・処分		月4回以上
・0.35m ²		
②水飲み場の清掃		月4回以上
・1箇所		
③園路・広場の安全確認		月8回以上
・0.35ha		
④公園施設の安全点検		月2回以上
・ベンチ	13基	
・四阿	1箇所	
・噴水	1基	
・標石	1箇所	
・照明灯	6基	
・車止め	4基	
・外周柵	55m	
・手摺	16m	
⑤植栽剪定・収集・処分		年2回以上
・中・高木	36本	
・低木	180m ²	
⑥落葉の収集・処分		年1回以上
・人力	350m ²	
⑦機械・手取除草		年4回以上
・人力	350m ²	

25. 森川なかよし公園（小浜市生守41号32番他） 公園面積 0.12ha

- | | |
|----------------|-------|
| ①公園内ゴミ収集・分別・処分 | 月4回以上 |
| ②園路・広場の安全確認 | 月8回以上 |
| ③公園施設の安全点検 | 月2回以上 |
| ・車止め | 3基 |
| ・外周柵 | 109m |
| ④除草 | 年1回以上 |

※その他、施設に変更が生じた場合は、必要に応じて適宜対応するものとする。

市営公園 位置図

